

## 船舶インシデント調査報告書

平成29年4月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	安全阻害
発生日時	平成28年5月15日 13時22分ごろ
発生場所	北海道石狩市石狩湾港 石狩湾港北防波堤北灯台から真方位109° 1,780m付近 (概位 北緯43° 13.4′ 東経141° 18.6′)
インシデントの概要	水上オートバイ <sup>サクラ</sup> SAKURA IIは、遊走中、船長が落水した後、航行不能となって運航が阻害された。
インシデント調査の経過	平成28年5月23日、主管調査官（函館事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ SAKURA II、5トン未満（長さ2.06m）
船舶番号、船舶所有者等	200-24136北海道、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、特殊
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東南東、風速 約15m/s、視界 良好 海象：波高 約1.5m、水温 約10℃
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、石狩湾港の東防砂堤先端付近を遊走中、波を飛び越えて着水した際、船長が落水し、沖に流された本船に泳いでたどり着いたものの、疲労により這い上がることができなくなった。 本船は、付近の砂浜にいた船長の仲間の通報により来援した水難救済会石狩救難所の所属船にえい航され、砂浜に戻った。
分析	本船は、落水した船長が、本船にたどり着いたものの、這い上がることができなくなったことから、航行不能となり、安全が阻害された可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、落水した船長が、本船にたどり着いたものの、這い上がることができなくなったため、本船が航行不能となったことにより発生した可能性があると考えられる。